

後悔しても戻らない貴金属の買い取りサービス

景気が低迷する中、世界的にも金融不安が広まり、株式ではなく金に投資する人が増えていると報道されています。こうした金相場などの値上がりを背景に、貴金属の強引な買い取りに関する相談が急増しています。契約者は全員が女性で、年齢は30歳から70歳まで、平均契約金額は6200円、市街地を中心に相談が寄せられています。

事例1

訪問してきた業者から「ペースメーカーの基板材料が不足しているため、お手持ちの貴金属を買い取らせてほしい」と言われた。いたたまれなくなりネックレスを売ったが、その際言われるがまま運転免許証を提示し番号を控えられた。

悪用されないか。(58歳 女性)

事例2

突然訪問してきた業者から貴金属を買い取ると言われた。最初は断っていたが男女2人連れにまくし立てられ、つい身につけていたネックレスを売ってしまった。後で非常に安く買いたたかれたことに気が付き後悔している。

クーリング・オフできるか。(70歳 女性)

事例3

電話でいらぬ指輪や入れ歯はないかと聞かれた。ないと答えたが、後日業者が来訪。指輪2個を渡し3150円を受け取った。翌日、後悔し返してほしいと電話で伝えたが「もう溶かす準備をしているので無理」と断られた。

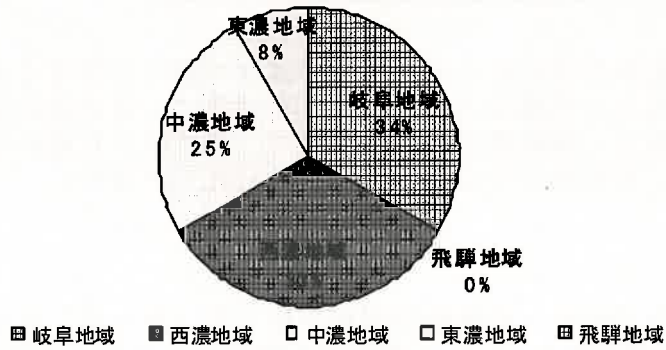
どうしたらよいか。(86歳 女性)

アドバイス

- ・ 業者に訪問されて契約をしても、買い取りの場合はクーリング・オフができません。突然訪問を受け、冷静な判断ができなくなり、あっという間に買い取られてしまうケースがほとんどです。
- ・ 一度業者に渡した貴金属を取り戻すのは非常に難しく、ほとんどが返ってきません。契約前には業者の住所や電話番号を確認し古物商許可証等の提示を求め、内容を確認して書き留めておきます。
- ・ また、相場よりかなり安く売ってしまい後悔したという相談もあることから、買い取り価格の計算根拠や、グラムあたりの価格など買い取り条件を確認し、それを書面にしてもらい保管する事が重要です。こうした要求にきちんと応えない業者は怪しいと思って下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

貴金属の買い取りに関する地域別相談件数
(平成22年度)



H 2 3 . 4 . 2 6 岐阜新聞掲載